

求職者支援訓練実施機関の皆様へ

## 求職者支援訓練の受講者募集に係る取扱いの変更について

平成 27 年 12 月  
北海道労働局

平成 28 年 4 月以降に開講する求職者支援訓練の受講者募集について、下記のとおり取扱いを変更することとなりましたので、当該取扱いについてご了知いただき、引続き制度の円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 変更内容

##### (1) 募集期間の延長

暦日で3週間としていましたが、これを4週間に延長します。

##### (2) 受講希望者あて選考結果通知日から訓練開始日までの期間短縮

受講希望者あて選考結果通知日から7開庁日を開けた翌日が訓練開始日としていましたが、これを5開庁日に短縮します。

※ハローワークあて選考結果通知日について、選考日の翌日とする取扱いに変更はありません。

また、受講希望者あて選考結果通知日について、ハローワークへの選考結果通知日から1開庁日を開けた翌日とする取扱いにも変更はありません。

##### (3) 繰上合格に係るハローワークへの通知期日変更

訓練開始日の前日から起算して5開庁日前までとしていましたが、これを3開庁日前までに変更します。

##### (4) 2次追加応募の中止

中止となった求職者支援訓練に応募していた受講希望者を対象として、選考日を追加設定することにより実施していた2次追加応募を中止します。

※選考日を追加設定しないで実施する追加応募については継続します。

## 2 繰上合格の取扱いについて（再周知）

繰上合格に係るハローワークへの通知期日については、上記1（3）のとおり変更のご案内をしているところですが、それ以外に変更はありません。

については、繰上合格の取扱いについて再度ご案内いたします。

### （1）概要

募集定員を超える応募があったことにより、選考基準を上回っていたものの不合格とした受講希望者があった場合において、合格とした者のうちから受講辞退者が発生した場合、定員の範囲内において繰上合格が認められることとなります。

### （2）対象となる求職者支援訓練

募集期間の末日において募集定員を上回る受講希望者があった求職者支援訓練。

### （3）繰上合格の対象となる受講希望者

選考時において、選考水準を上回っていたものの不合格となった受講希望者。

### （4）繰上合格者への連絡

繰上合格を決定（下記（5）のハローワークへの繰上合格者の連絡期限内に限る）した時点で速やかに連絡し、受講者本人の同意を得たうえで、「選考結果通知書（様式C-3）」を再度発行してください。

### （5）ハローワークへの繰上合格者の連絡

上記（4）において**本人の同意を得た後、速やかに担当ハローワークへ繰上合格者の氏名、その他必要な情報を電話により連絡**してください。

その後、「受講希望者一覧」の選考結果欄を訂正のうえ、対象者の右欄外に「繰上」と表示し、担当ハローワークに再度送付してください。

なお、上記受講希望者一覧の再送付によるハローワークへの繰上合格者の通知は、受講希望者一覧の到着が受講開始日の前日から起算して、**3開庁日前まで**に到着することが条件となっています。

よって、当該**3開庁日前まで**に到着できない期間において、繰上合格を決定することはできません。

### （6）留意していただく事項

合格者は、訓練開始日の前日までにハローワークへ来所し、就職支援指示を受けることが必ず必要です。

よって、上記（4）において受講希望者への繰上合格の同意を得た際、訓練開始日の前日までに、ハローワークへの来所が必要なこと、また、来

所する日についてハローワークへ連絡のうえ確認することを必ず周知していただくようお願いします。

訓練開始日の前日までにハローワークへ来所せず、就職支援指示を受けなかった繰上合格者については、求職者支援訓練を受講することができません。

(7) 繰上合格者の機構支部への選考結果通知について

ハローワークへの選考結果通知を発出する際、様式C-5により機構支部へも同時に通知してください。

当該通知書は、先に発出した選考結果通知書の「差替え」として、様式C-5（別紙1）及び様式C-5（別紙2）を訂正し、様式C-5（別紙2）の該当者の右余白に「繰上」と表示することとしてください。（ご不明な点は機構支部にお問い合わせください。）

### 3 追加応募の取扱いについて（再周知）

2次追加応募の取扱いについては、上記1（4）のとおりの中止のご案内をしているところですが、追加応募の取扱いについては継続します。

については、追加応募の取扱いについて再度ご案内いたします。

(1) 概要

応募者が定員の半数に満たないことにより中止となった求職者支援訓練の受講を希望（応募）していた者（以下「中止コース応募者」といいます）について、当該中止コース応募者の早期訓練受講等の救済を目的とし、既に募集締切りとなっている求職者支援訓練への追加応募を可能とします。

(2) 追加応募の対象となる求職者支援訓練

中止コース応募者が申し込んでいた求職者支援訓練の選考日の翌日以前に募集が締切られている求職者支援訓練であって、選考前であり、かつ原則として募集締切日において定員を下回っている求職者支援訓練。

なお、募集締切日において定員に達している求職者支援訓練であっても、中止コース応募者の受講希望があり、かつ、ハローワークが適切と判断する求職者支援訓練については、追加応募を認めることがありますので、ご理解をお願いします。

(3) 追加応募の対象者

中止コース応募者であって、ハローワークが追加応募により受講を申込みることが適切と判断される者。

(4) 追加応募に係る受講申込み

追加応募希望者があった場合には、ハローワークからその旨の電話連絡を、訓練実施施設に行ったうえで、応募者に対し、受講申込書を速やかに提出するよう指示します。

また、ハローワークは、追加応募希望者を追加記載した「受講希望者一覧」を選考日までに到着するよう送付しますので、先に送付済みの「受講希望者一覧」と差替えていただくようお願いします。

(5) 追加応募の締切り

上記(4)に係る「受講希望者一覧」の作成、及び発送の都合上、**選考日の2開庁日前**を追加応募の締切りとします。

(6) 選考結果通知等

受講希望者、ハローワーク、及び機構支部への選考結果通知等、必要な事務処理は、追加応募希望者以外の受講希望者と同様に行ってください。

〒060-8566  
札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
北海道労働局職業安定部訓練室  
電話：011-709-2311（内線3642、3643）  
FAX：011-738-5254